

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

## トピックス

### 高齢者向け投資勧誘ルールが強化されました！

- ★平成25年12月16日、日本証券業協会は、高齢者ヘリスク商品を販売する際の自主規制規則及びガイドライン(業界統一の販売・勧誘ルール)を施行しました。あわせて、金融庁において、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正しました。
- ★日本証券業協会の自主規制規則は、勧誘を行う各社における態勢整備の猶予期間を経て、平成26年3月16日から完全施行となりました。

- 1** 複雑な仕組みの投資商品を高齢顧客に販売し、後々、トラブルとなるケースがあります。
- 2** そこで、高齢顧客に対しては、**事前に**役席者自らが面談や電話での会話により、**健康状態や理解力等を確認**し、勧誘の適正性を判断したうえで、**慎重な勧誘による販売**をルール化しました。
- 3** 例えば、80歳以上を目安とする高齢顧客については、原則として当日の受注を行わず、**翌日以降に受注**し、面談(電話)内容は録音や書面によって記録・保存されます。

## 有価証券等投資

各社において、高齢顧客に勧誘しても問題のないと考えられる商品を具体的に定め、それ以外の商品を「勧誘留意商品」として、以下のような社内ルールを適用

投資経験が十分であったとしても、身体的・投資判断能力の低下などにより、十分な理解が困難となる場合があることを考慮

**80歳以上**

- ✓ 原則として翌日以降の受注
- ✓ 役席者による受注

**75歳以上**

- ✓ 役席者による事前承認が必要
- ✓ 役席者自ら高齢顧客との面談(電話)
- ✓ 面談(電話)内容の録音・記録・保存

※上記年齢等は目安です。

各社は、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備し、独自にルールを設けます。

(本件に関するお問い合わせ先) 証券監督第1課 電話048-613-3952

# 教えて! zaimu!



zaimu

## 『NISA』(ニーサ・少額投資非課税制度)

### NISA(ニーサ)って、何ですか？



1年間に100万円までの投資に対する配当金や売買益が5年間非課税になる制度です。非課税の優遇を受けるためにはNISAの取引口座で投資する必要があります。

### 投資の対象はなんですか？



上場株式や株式投資信託、ETF、REITが主な対象です。国債、社債、公社債投資信託は対象にはなりません。

### 時価が100万円を超えたら、超えた分について課税されますか？



100万円の非課税枠は時価ではなく、買付価格(手数料除く)で計算します。よって、買付価格の合計が100万円以内の場合は課税されません。

### 投資商品を売却したら、再度その金額の分は使えますよね？



売却しても、非課税枠は増えません。例えば、上場株式を70万円だけ購入し、年内に全て売却した場合でも、その年の非課税枠の残りは30万円(100万円-70万円)のままとなります。

### NISAの取引口座で発生した損失は、繰越控除や他の口座との損益通算はできますか？



損失が発生してもその損失はないものとみなされますので、繰越控除や他の口座との損益通算はできません。

### 他の口座(一般口座や特定口座)で持っている上場株式や株式投資信託は、NISAの取引口座に移管できますか？



現在持っている上場株式等をNISAの取引口座に移管することはできません。新しくNISAの取引口座で投資したものが対象です。

### 一口メモ!

- NISA口座は証券会社や金融機関で、1人につき1つの口座しか開設できません。
- NISA口座において購入できる投資商品は各金融機関によって異なりますので、商品内容を十分に確認のうえ購入先をお選びください。
- NISA口座で買い付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、配当金受取方式を、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」に変更する必要があります(取引先の証券会社にご確認ください)。

私への質問  
受け付けています



(本件に関するお問い合わせ先) 証券監督第1課 電話048-613-3952